

平成 31 年度 (2019 年度)

施政方針

八重瀬町長 新垣 安弘

はじめに

八重瀬町議会 3 月定例会にあたり、平成 31 年度町政運営についての方針を申し述べ、議員各位、町民の皆様へ、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年度も「大地の活力と うまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち」の将来像のもと「まちづくり」を推進するため職員と町民、町民相互の融和を図り、互いに連携し、住民の英知とご協力をいただきながら、さらに安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

本年度の予算編成にあたっては、町の更なる発展と町民福祉の向上のため編成いたしました。その執行にあたっては職員の総力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

予算編成

平成 31 年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計予算は、126 億 3 千 7 百万円で対前年度比 4 億 5 千万円、3.4%の減となっております。

歳入予算では、人口増加や景気の回復により、住民税、固定資産税等の町税が着実に増加する見込みである一方、歳入の柱となる地方交付税は合併から 10 年が経過しているため、前年度に引き続き減額となる見込みであります。

歳出予算では、子育て、福祉に係る予算の充実は勿論のこと、主要な事業といたしましては、港川遺跡の整備、新城小学校運動場整備、白川小学校の増改築、介護予防事業を強化し、新たな土地利用を推進するための土地利用調査費等々、限られた財源のなか、町民の皆様のご要望に応えるべく、予算編成を行いました。

本年度の重点施策

平成 31 年度の重点施策は次のとおりであります。

1. 誰もが健やかに暮らすまち

①健やかな心身の育成

健康づくり事業の推進につきましては、これまでに策定された「健康やえせ 21」「データヘルス計画」「特定健康診査等実施計画書」を基に生活習慣病等の予防を重視した「特定健診・特定保健指導事業」などに取り組むとともに、若い世代の健診事業や健康増進を推進してまいります。

「がん検診事業」等につきましては、対象となる 40 歳以上の町民に対し個別通知等を行い、受診率向上に努めてまいります。

心疾患や脳血管疾患の予防検診として、集団健診時の心電図検査の無料化を引き続き行い、異常を早期に発見し重症化予防に繋がられるように推進してまいります。また、歯科口腔疾患の予防や疾病の早期発見・早期治療に繋げるため、歯周病検診を実施します。

健康増進につきましては、運動教室や栄養教室を実施し健康増進を図るとともに、保健指導を強化することで健康寿命の延伸と医療費の適正化に努め、何よりも住民の健康に対する意識の変革にも努めてまいります。

母子保健事業につきましては、母親並びに乳幼児の健康保持増進を図るため「妊婦健康診査」「乳幼児健康診査」等の各種健診につきましても引き続き推進してまいります。

妊娠・出産、子育てに関することや乳幼児の発育・発達に関すること等、安心して子育てが出来るよう引き続き支援してまいります。

予防接種事業につきましては、これまでどおり接種率の向上を図り町民の感染症予防対策に努めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、平成 30 年度から県が保険者として国保運営に参画し、財政運営の責任主体となっていることから、県と連携を図りながら安定的な運営に取り組んでまいります。

国民健康保険の加入状況は、後期高齢者医療保険への移行や被用者保険の適用拡大による健康保険への移行により、加入率も平成 29 年度末 26.8%と減少傾向にあります。

財政状況については、平成 29 年度の歳入決算額が約 46 億 8 千 2 百万円に対し、歳出決算額が約 49 億 5 千 4 百万円で、2 億 7 千 2 百万円余りの赤字となっております。また、平成 30 年度の単年度赤字見込み額 1 億 6 千万円を加えると

4億3千2百万円余りの累積赤字を見込んでおり、国保特別会計だけではやりくりすることができず、赤字解消を図るため平成30年度中に一般会計から2億4千万円の赤字補てんを予定しております。

国保財政の赤字は町全体の財政にも大きな影響を及ぼしており、今後、安定した財政運営が求められていることから、引き続き、医療費の適正化及び収納率の向上等に努め、安定した国保財政運営を目指してまいります。

高齢者医療につきましては、高齢化が進む中、沖縄県後期高齢者医療広域連合の情報と補助事業を取り入れるなど連携を図りながら、高齢者が安心して医療が受けられるように努めてまいります。

その取り組みの一つとして「長寿健診」「訪問指導」を行うことで、疾病の重症化予防に努めてまいります。また、引き続き「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種」「高齢者インフルエンザ予防接種」を実施し、健康保持を推進してまいります。

②福祉の充実

私達を取り巻く地域社会は、少子高齢化の急速な進展、独居高齢者の増加、核家族化や子供の貧困・虐待、地域コミュニティの希薄化など、生活スタイルや価値観の多様化に伴い、子育てや介護への不安、高齢者の孤立、障害者の自立支援、生活困窮者への支援など、求められる福祉ニーズも複雑・多様化しております。

このような状況のなか、本町における福祉の充実につきましては、平成30年3月に策定しました「第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画」、「八重瀬町高齢者福祉計画」、「第3期八重瀬町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の基本理念や基本目標に基づき、各種施策を展開してまいります。

地域福祉の推進は、「我が事・丸ごと」をキーワードに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民が相互に参加、連帯し、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという「地域共生社会」をめざすものとしており、住民、事業所、行政が共に支援を必要とする人を支える地域福祉活動を推進してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者自身が健康に気をつけるなどの「自助」が必要であるほか、高齢者同士や地域の人々の支え合いである「互助」、介

護保険に代表される社会保険サービス等による「共助」、行政機関の支援である「公助」が重要であります。

平成 35 年度までを計画期間としている「八重瀬町高齢者福祉計画」に基づき、「高齢者が尊厳を保ち、「生きがい」「元気」「安心」に満ちたまち 八重瀬町」を基本理念に、この「自助」、「互助」、「共助」、「公助」について周知に努め、町民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、そして一体となって高齢者の地域生活を支えるコミュニティづくりを推進してまいります。

障害者福祉の推進につきましては、「汗水で築こう地域のきずな」、「地域で支えよう彩りのある暮らし」、「暮らし続けよう住み慣れた地域で」などの 3 項目を基本目標に個別施策を展開してまいります。

障害者（児）への障害福祉サービス事業、地域生活支援事業を充実させ、地域生活を支える各種事業を推進してまいります。

また、自立支援医療の実施や、障害のある方が地域で安心して生活していくことが出来るような福祉制度の構築、地域福祉の推進など、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現」を目指し、障害者と共に暮らし、支えあう町づくりに務めてまいります。

介護保険事業につきましては、6 年後の平成 37 年度に第 1 次ベビーブーム世代が 75 歳以上となる時期にあたり、この時期に介護や医療、福祉サービスなどの需要が急速に高まると予測されており、それに伴い介護や医療など増大する社会保障費問題など諸問題の顕在化が危惧されております。

急速に進展する「超高齢社会」に対応すべく、「生活支援体制整備の推進」、「在宅医療と介護の連携」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実強化」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等の事業を展開してまいります。

平成 37 年度までを目標とする「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢に伴う体力の衰えなどから、掃除や洗濯、買い物などの家事が困難になった方を対象に、地域住民の支え合いにより、軽度な日常生活を支え、高齢者一人ひとりが、どのような状態となっても身近な地域で、生活の質を高め、自分らしい日常生活を営むことが出来るような仕組みづくりが必要となっております。

また、元気な高齢者が要支援や要介護状態に陥らないような介護予防事業等の充実強化と、介護サービスだけでは解決できない社会的支援を必要とする際の相談・支援拠点を「地域包括支援センター」が担い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援を行ってまいります。

③互いを尊重する社会づくり

互いを尊重する社会づくりにつきましては、どのような個性や特性、境遇にある人も互いに尊重し合い、特性や希望に応じて社会に参加できる環境の創出に向けた平等なまちづくりを推進し、社会的弱者やマイノリティの方々への理解を深め、個性や特性を尊重しあえるよう意識の醸成を図ります。また、バリアフリー対応の強化に取り組み、障害者や高齢者がさまざまな場所を気軽に利用できる環境を構築してまいります。

生活環境や公共機関との連携によるバリアフリー化、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいようユニバーサルデザインによる誰でもが生活しやすいやさしいまちづくり、そして、ノーマライゼーション理念による各種施策の取り組みは、だれもが安心して暮らせる普通の生活へと結びついていきます。

このような普通の生活を送ることができる地域社会をつくるため、日頃から隣近所の顔がみえる環境づくりと住民同士で支え合う活動を推進してまいります。

2. 営みを支えるまち

①農林水産業の振興

本町では農業従事者数が比較的多く、農業が町の基幹産業となっています。市街地近郊の食料生産の担い手として、安心安全で付加価値の高い食を提供し続けるための支援と、持続性を担保するための取り組みを進めてまいります。

農業の振興につきましては、拠点産地として認定されているピーマン、さやいんげん、オクラ、小ギク、マンゴー、かんしょの6品目については、各産地協議会を中心にJ Aおきなわ、県農業改良普及センターなどの関係機関と連携して産地の育成を図り、農業所得の向上に努めてまいります。

また、本町産の魅力ある農作物や畜産物、水産物及びそれらを使用した加工品等の販売促進と認知度向上を図ることを目的に、本年度も地産地消まつりを開催してまいります。

基幹作物であるさとうきびにつきましては、優良種苗の導入や病虫害対策を実施します。

また、バイオガスプラントの液肥の活用や肥培管理の徹底などを促すことにより反収の向上を目指し、生産量の向上を図ってまいります。

担い手の育成につきましては、農業委員、農地利用最適化推進員、及び農地中間管理機構と連携し、耕作放棄地や遊休農地を解消し、担い手への農地の集

積と集約を図るとともに、農業次世代人材投資事業や新規就農一貫支援事業を活用し、担い手の育成に取り組んでまいります。

また、八重瀬町種苗センターと連携し、新規就農相談会及び農業者研修等を開催することにより、新規就農者の育成を図ってまいります。

畜産業の振興につきましては、経営の安定化を図るため、本年度も一括交付金を活用して、和牛改良支援事業で優良繁殖雌牛の導入や乳用牛改良支援事業で経産母牛の更新を推進し、生産性の向上を図ってまいります。また、町単独補助事業により、優良繁殖雌牛を自家保留する肉用牛農家に対し、補助金を交付することで和牛の改良増殖を促進し、畜産経営の安定と生産振興を図ってまいります。

水産業につきましては、沿岸漁業が主体の零細経営体が大半を占め、その経営は漁場資源の減少、魚価格の低迷等で厳しい状況にあります。本年度も町水産業奨励補助金を活用し、各種漁業機器の購入補助や表層浮漁礁設置による漁場の整備補助を行い、漁業者の安全操業や経営安定化に向けて支援してまいります。

緑化の推進につきましては、八重瀬町種苗センターと連携し、緑の募金交付金事業を活用しながら、町内緑化及び緑化意識の向上を図ってまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農地耕作条件改善事業（慶座地区）の実施設計、松尾原排水路の調査設計等に取り組んでまいります。工事においては、農業水路等長寿命化・防災減災事業により上田原地区の排水路を整備してまいります。

農業用水については、宜次地区の灌漑事業の新規採択に向け取り組んでまいります。

また、多面的機能支払交付金事業で地域の維持管理活動を支援してまいります。

②観光の振興

観光振興につきましては、「八重瀬町観光振興基本計画」に沿い、地域資源の観光利活用等による、心豊かで明るく活力あるまちの実現を目指します。

地域資源の観光利活用につきましては、自然・文化・芸能等を活用した体験メニューの提供またはモニタリングを行うと同時に、これらを継続的にコーディネートして観光を手段とした地域づくりの舵取り役となる観光推進団体の設立準備を行ってまいります。

観光誘客については、県や周辺市町との連携を図り、県内滞在中の観光客へのプロモーション活動、並びに姉妹都市高知県香南市と連携したプロモーション

ン活動を展開してまいります。

八重瀬町観光拠点施設（南の駅やえせ）をはじめとする関連施設においては、南部観光ルートの中間点であるポテンシャルを活かし、既存並びに新規イベント等の開催により、観光客、県内客の誘引と町内周遊や長期滞在を推進し、経済活性化や観光収入の向上に努めてまいります。

「やえせ桜まつり」は育成保全も含めて関係各課・団体等と調整、連携を行い、本島南部の桜の名所として広く発信するとともに、会場周辺への経済波及効果と、桜の木増植に努めてまいります。

スポーツ資源の観光利活用については、県のスポーツコンベンション誘致戦略にもとづき、継続してプロスポーツキャンプ誘致に関係各課・団体等と連携してまいります。

③商工業の振興

商工業の振興につきましては、企業誘致を促進するとともに、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画による先端設備等の導入を促進し、町内事業者の労働生産性向上を図ってまいります。

地域経済を支える中小企業・小規模事業の振興を図り、本町経済の発展と町民生活の向上に取り組むことを目的とした「中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定に向け、関係機関と連携し、基本原則や基本方針等の策定検討を行ってまいります。

④新たな活力の育成

新たな活力の育成につきましては、八重瀬町創業支援事業により、町内で起業を目指す方々に対し、創業支援セミナー、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行います。

⑤雇用と良質な職場の確保

雇用と良質な職場の確保につきましては、人材の確保に対する取り組みとして、町内の事業者が必要な人材を確保し、活発な事業活動を継続することと、労働者が安心して勤務できる環境、魅力的な職場をつくるために、事業者に対し、職場環境や労働条件の改善に関する関係機関との連携体制の構築と、情報の提供を行います。

3. 豊かな学びのあるまち

①幼児教育の充実

子育て支援の推進につきましては、これまで「八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子どもたちの笑顔いっぱい 太陽のまちづくり八重瀬」を目指しながら、幼児教育や養育および家庭の子育て支援を図るため、公立幼稚園での預かり保育や認可保育所の整備、地域型保育事業など教育・保育環境の充実に努めてきました。今年度もさらに「多様化する教育・保育ニーズ」に対応していくため、町においても保護者の就労を問わず入園可能で、3歳以上の子どもが一体的に教育・保育ができる認定こども園の整備についても検討してまいります。

さらに、保育士等人材の確保につきましても保育対策総合支援事業、保育士確保対策事業等の活用や保育士合同就職説明会等を引き続き実施してまいります。

また、家庭教育の支援に関しては子育て支援センター「ぴっぴ」を子育て支援の拠点施設として位置づけ、地域全体で子育てを支援するためのネットワーク体制を整え、母子保健事業とタイアップした妊娠から子育てまでの相談・支援をワンストップでできる体制づくりに取り組んでまいります。

保育園に在籍し、発達の気になる子どもたちについては、特別支援保育士を配置し、健やかに成長していける環境の実現に向けて取り組んでまいります。また、発達に特性のある未就学児の親子を対象に親子通園事業を実施してまいります。

認可外保育園の支援については、県待機児童対策特別事業、新すこやか保育事業等を活用するとともに、更なる保育環境の充実と保育の質の向上を図る新たな事業の検討についても取り組んでまいります。

保護者の共働き等により日中家庭にいない小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる放課後児童クラブについては、新城小学校敷地内への公設学童保育専用施設整備に取り組みます。また、学童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるよう指導監督を継続して実施してまいります。

要保護児童対策調整機関へ専門職が配置されたことに伴い、児童虐待発生時の迅速・的確な対応と未然防止に向けての相談体制の強化を図り、十分なる支援の実現に向けて取り組んでまいります。

子どもの貧困対策については、沖縄子どもの貧困緊急対策事業等を実施し、食事の提供・学習支援等の子どもの居場所づくりを行うと共に、ファミリーサポートセンター、学童クラブの利用負担軽減についても継続して取り組んでまいります。

ひとり親家庭の支援につきましては、母子父子家庭等医療費助成の「自動償還」方式を開始、児童扶養手当によりひとり親家庭への自立支援を行ってまいります。また、八重瀬町母子寡婦福祉会や関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の生活基盤や子育て支援の強化を図ってまいります。

②学校教育の充実

子ども一人一人の適正や興味に応じた学びの機会を提供しながら、学力の向上と人間形成を推進するとともに、子どもたちがストレスなく学習やスポーツに励むことができるよう、良好な学習環境を創出するための施策を展開します。

本町の児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査において、小学校が全国水準に達しております。中学校が全国水準との差を着実に縮めており、目に見える形で表れています。今後も学力向上推進プロジェクトで示した方向性のもとに、具体的な取組を図ってまいります。なお、学習の支援といたしましては、各校へ学習支援員や特別支援員を配置するとともに、中学校においては、切磋琢磨パワーアップ事業を引き続き実施してまいります。小学校においては、外国語指導助手を配置し、英語によるコミュニケーションの基礎を高めてまいります。

学校における特別活動や総合的な学習の充実においては、子どもたちが各地域の伝統芸能や文化、郷土の偉人に誇りをもつとともに知・徳・体の調和のとれた健全な幼児児童生徒の育成を図るために沖縄の自由民権運動の父謝花昇先生、汗水節を作詞した仲本稔先生等の学習を共通実践し、八重瀬スタンダード教育として推進いたします。教育環境の整備につきましては、屋外環境整備事業により新城小学校運動場の整備を図ります。児童数の増に伴い、新增築事業を導入し白川小学校教室の増築を計画するとともに、白川幼稚園の改築も引き続き計画してまいります。

学校における部活動やクラブ活動の時間の適性化や学校における働き方改革を推進してまいります。さらに幼児教育については、小学校と保育園の連携を図るため、保幼小連携推進委員会を今後とも支援してまいります。

③生涯学習の充実

本町の社会教育の基本方針は、「心身ともに健康で調和のとれた町民像を目指し、学校教育及び家庭教育との連携・調和を図りながら生涯教育の観点に立って行政を進める。」ということです。

近年、情報化社会、国際化社会といわれるように急激に社会情勢が変化し、

多様化してまいりました。このような激変する社会に的確に対応するためには、乳幼児から高齢者まで、生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会を数多く提供し、生きがいつくりや地域連帯感の醸成を図るとともに、個々人の個性や能力を最大限に活かすことが重要になっています。

そのため、住民のニーズを反映し公民館事業として、講座・教室を開設するとともに、サークルを中心とした公民館活動の活性化を図り、日常生活に潤いや生きがいを見つけ「住みよい心豊かなまちづくり」を目指しております。

また、本町の明日の担い手となる人材を育成することも重要であります。

子ども達が他府県等の子ども達との交流を通して、本町とは異なった文化にふれたり、全く違う自然環境を体験することにより見聞を広めることも重要であることから、引き続き少年少女人材育成交流事業を推進してまいります。

特に、平成24年度より実施しています「八重瀬町青少年国際（ハワイ）交流事業」につきましては、ハワイの学校体験入学での交流やハワイ文化施設での異文化事業の各種体験、在住町村人会々員宅でのホームステイ及び交流会等を通して、団員（青少年）の国際的視野を広めるとともに、相互の友情を深めたことは、国際化時代に対応し得る青少年の育成に一定の成果を上げているものと考えており、引き続き事業を実施いたします。

次に、読書の充実については、今年度は「八重瀬町子どもの読書活動推進計画」を策定いたします。さらに、リクエストサービスを行い町立図書室の蔵書の充実、コンピュータ検索システムを活用し、図書の検索・貸出・返却等の円滑化を図り、読書活動の推進に取り組みます。

町民の社会教育と生涯学習推進の拠点施設となる町中央公民館は、築39年が経過し著しく老朽化が進んでおります。当該施設は、講座やサークル活動など利用度の高い施設であり、また、地震や台風など災害時の避難場所としても指定されていることから早急な対策が必要となっております。そのため、中央公民館に替わる新たな施設整備を行うため、生涯学習文化振興拠点施設建設委員会を設置し、施設の基本計画策定を行いました。

今後は、本町の財政状況も勘案しながら、同施設整備に活用可能な補助事業等について関係機関と調整し、施設整備に向けて検討を行って参ります。

④スポーツ・レクリエーションの振興

町民の健康な体づくりに向けて、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、体力づくり、健康づくりは勿論のこと、仲間との交流を通して心身ともに健康で生きがいのある人生を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現に取り組む必要があります。

そこで、平成 28 年度に策定しました「八重瀬町スポーツ交流マネジメント計画」に基づき、町民一人一人がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的などに応じて、いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも安全にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現や健康・長寿の維持増進を図ります。

またスポーツを「する」だけでなく、「観る」ことや「支える」ことなどにより健康や生きがい、又は町民と来町者がスポーツを通して交流し、町の活性化に繋げていくとともに利用者が快適に利用できるよう施設の整備・維持管理等の充実を図ってまいります。

これまで本町が主催している青少年の健全育成と児童・生徒の健康体力づくりを目的としたスポーツ教室やスポーツ大会などは、好評を得ており、今年度も引き続き実施してまいります。また、壮年層を対象としたスポーツ教室や大会などは、参加者数の減少がみられることから、参加者の要望の把握に努め、多くの町民がスポーツ活動に参加できるような取り組みを行い、町民の健康・体力づくりや地域間の交流、町民の親睦融和を推進してまいります。

平成 27 年度から実施しております「夢・未来」スポーツレベルアップ事業についても、今年度も継続し、子供たちにトップアスリートを講師としたスクールを開催し、トップレベルの高度な技術力の指導や交流により「夢・希望」を持たせ、八重瀬町の未来を担う人材の育成を図ります。

また、八重瀬町の児童生徒が県外大会へ参加する際に必要な派遣費を助成し、競技力向上、競技スポーツ参加への意識啓発に努めてまいります。

スポーツ交流を促す拠点として施設の維持機能強化を図るとともに、充実したスポーツ施設を活かし、プロ・社会人・大学等の各種スポーツキャンプや大会開催等を受け入れて、さらなるスポーツツーリズムの振興に努めてまいります。

体育施設の利用については、平成 29 年度の利用者実績は 281,000 人余りで毎年増加の傾向にあります。平成 30 年度に新たな施設予約システムの導入によって、全施設の空き状況の確認やネット予約も可能となり、今後も更なる利用者の利便性・利用率の向上、又は利用者数の増大を図ってまいります。

体育施設の整備につきましては、運動公園施設等整備事業でキャンプ受け入れのためのハイレベルな練習環境施設の機能強化に必要な整備をしてまいります。

また、「第二次八重瀬町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、体育施設の運営に伴い排出される二酸化炭素削減や消費電力抑制のため、平成 28 年度においては東風平陸上競技場、平成 29 年度は具志頭社会体育館、平成 30 年度については東風平体育館、東風平サッカー場、東風平テニス場に引き続き、今年度

は東風平運動公園ソフトボール場のLED照明への取り替えを行い、省エネルギーとコスト削減を実施してまいります。

また、今年度は「全国高等学校総合体育大会南部九州ブロック大会」の開催にともない、本町においてもサッカー競技の会場となることから、会場となる体育施設の整備についても充実させ、町内高校の受入活動による生徒との交流・親睦を深めるとともに町民一体となった受け入れ体制を進め、是非、大会を成功裡に盛り上げていきたいと考えています。

⑤歴史・文化の継承と発展

文化財は、長い歴史のなかで創られた人々の遺産であることから、次世代へ継承していく必要があります。

そのため、町内の貴重な文化財の調査・保全・活用を図ってまいります。

特に、貴重な2万2千年前の人骨化石「港川人」が発見された史跡港川遺跡については、港川人が生きた時代を探る貴重な手がかりとなることから大切に保存したいと考え、これまで施設整備に向けて推進してきました。本年度より、施設整備工事を行い、施設の更なる整備保全に向けて推進を図ってまいります。

また、琉球石灰岩が浸食し形成された橋「ハナンダー（自然橋）」は、県内でも類がなく、歴史的にも古くから交通の要衝とされてきた貴重な文化財です。町では国の登録文化財に向けた取り組みとして、今年度はハナンダーの調査を行ってまいります。さらに、「具志頭のフクギ並木」の町指定文化財に向けた作業を進めてまいります。

町内各地域では、民俗芸能の保存会が組織され活発に活動が展開されています。町では、その活動の支援や情報交換、各保存会間の交流を目的に、平成25年度に八重瀬町民俗芸能連絡協議会を設置しました。今後とも、地域芸能の保存・継承の支援に力を注いでまいります。

歴史民俗資料館においては、展示等を充実させるとともに所蔵資料や展示の理解を深めるために教育普及活動を実施し活用してまいります。

本町は、町内外に誇れる優秀な人材を輩出しております。そのうちの一人、沖縄自由民権運動の父と呼ばれる「謝花昇」については、今後とも遺徳顕彰事業を実施するとともに関連資料の調査・研究に力を注いでまいります。

「仲本稔」が勤労の喜びを詠った「汗水節」については、歌に込められた六つの心を町内外に発信し、人づくり、町おこしに寄与するために「汗水節の里」宣言を行っております。町では、「汗水節の心」を町内外に広く啓発していくことを目的に毎年11月に町内で、きれいな町クリーンアップ作戦を開催しており、今後も継続した活動を行ってまいります。

町史編集事業につきましては、町村合併にともない平成 27 年度に八重瀬町史編集委員会を設置し町から「八重瀬町史編集事業計画」についての諮問を行い、その答申を受けております。

事業計画に基づき、現在「戦争編専門部会」「移民編専門部会」「言語編専門部会」を発足し新町史の編集作業を進めております。各編ともに調査対象者が高齢化し減少しつつあることから、編集作業を迅速化していきたいと考えております。

町民の生きがいを担っている文化振興事業については、町文化協会と連携しながらその充実・発展を図って参りました。その成果は町内外からも高い評価を受けているところであり、引き続き文化協会の事業が充実できるよう側面からの支援をしてまいります。

次に、平和事業についてですが、本町は、沖縄戦末期激戦地であったことから多くの尊い命が失われました。今年も恒久平和を希求する心を忘れないためにも平和事業を継続・実施し、町民とともに「平和で文化のかおるまちづくり」を推進してまいります。

4. 人がつながり活かし合うまち

①コミュニティの維持と発展

地域づくりにつきましては、自治会等の地域団体は大きな役割を担っております。近年では、集合住宅等の増加に伴う転入者の増、世代交代やライフスタイルの多様化などにより、自治会への加入率が7割にとどまっている現状から、自治会加入の促進が課題となっております。

転入者に対する自治会加入についてのチラシ配付の他、広報紙やホームページでの周知活動等、地域の自治会長の協力を得ながら行っており、引き続き自治会加入の促進に努め、コミュニティの維持と向上に努めてまいります。

各種団体につきましては、地域での子ども達の日常生活や日々の活動が重要視されていることから、子ども会活動や青少年健全育成協議会の事業の充実を図ってまいります。

また各字の青年会、女性会については、町青年会、町女性会を通し連携を図ってまいります。

地域の老人クラブに対する助成や、町老人クラブ連合会への活動助成事業を継続して実施し、健康づくり・介護予防に係る活動についてもより一層の取り組みを強化してまいります。

②町民参画の推進

町民参画につきましては、町民と行政が互いに尊重し合い、役割と責任を自覚しながら町民が主役の協働のまちづくりを目指すため、各種審議会、委員会等については外部委員を公募により広く募集するとともに、女性委員についても積極的に登用し、女性の社会参画や地位向上を図ってまいります。

また、町民への情報公開、町民意見の募集も積極的に推進し、町民との対話やご意見を大切に行政運営を行ってまいります。

男女共同参画社会の形成は、性別等にかかわらずすべての人が互いにその人権を尊重し、自分の意志であらゆる活動に参画できる機会の確保が必要であり、講演会の開催、ポスターの掲示、広報紙を活用し、意識の啓発を図り男女協働参画社会の形成に努めてまいります。

③情報伝達・共有の仕組みづくり

情報発信の柱である広報紙につきましては、全ての世帯へ配布が行われるよう、引き続き取り組みを強化するとともに、ホームページを充実し、迅速かつ豊富な情報発信に努めてまいります。さらに、SNS や住民配信メール、スマートフォンアプリ等、様々な情報発信ツールを活用した広報活動も積極的に推進し、町民の皆様への情報伝達の強化を図ってまいります。

5. 発展の基盤を備えたまち

①自然環境の保全

豊かな自然環境を保全し効果的で持続的な活用を図るには、町民一人ひとりが本町の自然と環境保全に関する知識を深め、意識の向上を図ることが大切です。

前年度は、地球温暖化対策のための国民運動である「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策の普及啓発のため環境イベントを実施し、町民の意識向上に寄与しました。引き続き地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）排出量の削減及びリサイクルによる資源の再利用を推進する循環型社会の形成に取り組んでまいります。

ごみ処理施設等においては、前年度、南部広域行政組合への組織統合が行われました。可燃ごみについては、東部環境美化センター、不燃ごみは島尻環境美化センター、し尿や浄化槽汚泥処理については清澄苑で、それぞれ処理されます。また、一般廃棄物最終処分場「美らグリーン南城」の一部が平成 30 年 10

月 1 日から供用開始し、沖縄本島ではじめての屋根のある被覆型一般廃棄物最終処分場となっており、搬入される焼却残渣、溶融飛灰などが施設外へ飛散することなく安全に埋め立てられます。

不法投棄、散乱ゴミの監視活動を強化し、悪質な不法投棄に対しては所轄の警察署と連携を取りながら、改善対策を図ると共に河川の水質浄化、事業所から排出される悪臭等の公害防止、狂犬病予防注射の実施率の向上等、生活環境の保全に努めてまいります。

②市街地および集落整備

土地利用計画を円滑に進めるために、北部地域の市街化区域への編入や調整区域での地区計画等新たな土地利用の検討を図ってまいります。

また、那覇広域都市計画区域外である具志頭地域についても、今後の土地利用のあり方について検討してまいります。

③社会インフラの整備・充実

道路整備につきましては、前年度に引き続き、町道学校線の物件補償・用地取得を実施してまいります。町道の橋梁においても、橋梁修繕設計及び修繕工事を実施いたします。

町道・農道・排水路の維持管理などについては、点検・補修及び地域要請等も検討を行い維持管理と整備に努めてまいります。

下水道については、引き続き雄樋川地区と港川地区の接続推進に努めてまいります。

上水道については、引き続き南部水道企業団と連携し、良質で安定した水を提供してまいります。

都市公園の整備につきましては、東風平運動公園の体育施設及び付帯施設の建設、概ね完了しました。今後は、施設の長寿命化を図るための更新を実施してまいります。また、西部プラザ公園と長田門原公園は、緑化や景観を高めるための植栽整備を実施します。

土地区画整理事業の推進につきましては、今年度で伊覇地区の宅地造成工事を完了させ、屋宜原地区・富盛地区も含めた 3 地区の土地区画整理事業の整備工事が完了することになります。

整備が完了した各地区においては、一戸建て及び共同住宅建設、県営住宅、大型商業店舗や医療施設、金融機関などが展開する魅力と活気あふれる住環境が形成され、本町の中心市街地のまちづくりが推進されています。

早期の事業完了に向け、保留地の処分と整備工事を推進し、3地区の換地処分に向け事業を推進してまいります。

④公共交通の充実

公共交通の充実につきましては、町内間や他地域への移動手段として、路線バスの充実は重要な役割を占めております。今後も関係機関や事業者と連携しながら、路線バス網の維持、充実と利便性の向上を図っていくと同時に、新たな公共交通手段としてコミュニティバス構想を検討してまいります。

また、南部地域の新たな公共交通網の将来的なあり方についても、近隣市町村と協議し検討を行ってまいります。

⑤暮らしの安心・安全の向上

暮らしの安心・安全の向上につきましては、災害時に住民や観光客等が迷うことなく徒歩で指定緊急避難場所や指定避難所へ避難できるようにするため、避難誘導標識及び避難場所標識と地震時の津波の注意喚起のために津波注意標識を設置しています。

また、気象警報等の速報及び迅速な情報伝達的手段としては、町内32箇所に設置した防災行政無線を有効活用し、防災意識向上のため防災訓練等の推進を強化してまいります。

交通安全や防犯対策につきましては、カーブミラー・防犯灯等の点検・整備を行い、集落内での違法駐車根絶を始め、交通安全教育や飲酒運転根絶運動等、交通モラル向上活動等の実施・啓発を図ってまいります。また、犯罪のない「まちづくり」を推進するために、防犯活動の強化、防犯意識の啓発向上に努めてまいります。

さらに日本郵便株式会社と「地域における協力に関する協定」を締結いたしました。これは、八重瀬町管内の郵便配達業務に際して「地域の見守り活動の協力」「道路損傷の情報提供」「不法投棄の情報提供」の項目に関連する異変を発見した場合、役場の関係する課へ情報提供する連絡体制を構築したもので、日本郵便との包括連携協定により安心安全な住みよい「まちづくり」を目指してまいります。

行財政の取り組み

①行政

人口減少・少子高齢社会の到来により、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中で全国の自治体は人々の暮らしを支える行政サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われています。

情報化社会の進展などの背景を受けて、住民のニーズは多様化し、町民の利便性向上など「迅速かつ的確な行政サービス」が求められています。

行政組織について、総合的・機動的に展開できるような組織・機構の確立が必要となりますが、従来のあり方にとらわれることなく柔軟に対応できる体制を整えるためにも、課等の新設及び統廃合、事務分掌の見直しを行い簡素で効率的な組織・機構の構築に向け引き続き見直しを行ってまいります。

また、業務の効率化を図り、より効果的な取り組みを展開していくために、業務の進捗管理や成果の把握、検証の仕組みの構築を図ってまいります。

マイナンバー制度の導入に伴い、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤の構築が進められております。

マイナンバーカードを活用することで社会保障・税関係の行政手続に、証明書等の添付書類が削減されるなど手続きの簡素化や全国のコンビニエンスストア等で各種証明書の取得が可能になり、利便性が向上することでマイナンバーカードを取得する町民が増えており、引き続きマイナンバーカードの普及を促進してまいります。

また、個人情報保護をはじめ情報セキュリティ対策は全国的な課題となっております。本町でも、個人情報保護等の更なる推進強化に努めてまいります。

②財政

本町は子育て世帯の増加に伴い、保育費、幼稚園費、児童手当、医療費助成、小学校の増築及びこれらに係る人件費等々、子育てに係る経費が急速に増加しております。また、国保税の全県統一化に向け、国保特会の累積赤字も早急に解消しなければならないため、これまでに例を見ない歳出の増加に直面しております。

歳入の柱となる町税については、課税額・徴収額とも順調に伸びてきており、今後も税収アップに努めてまいります。

一方、町税と並ぶ歳入の柱である地方交付税については、合併から10年を境に特例措置が縮小されていることにより、段階的に減額となっております。そ

のことににより歳入の伸びを上回る歳出増加の状態が続いており、財政状況は年を追うごとに厳しさを増しております。

町の安定的な財政運営を図るためには、町税等自主財源の確保が最重要であり、未申告者に対する申告勧奨や実施調査等を行うとともに那覇税務署、県税事務所等の関係機関と連携し課税客体的確な把握に努めます。また、町税等滞納者対策として自主納付を基本とし、職員及び徴収嘱託員による電話催告、臨戸訪問と「自主財源等徴収対策本部(町三役及び全課長職)」による滞納者宅への夜間訪問を計画的に取り組んでまいります。

納税意識の希薄な滞納者に対しては、税負担の公平・公正を期するため法的措置を講じるとともに、滞納管理システムを導入し更なる徴収強化に努めてまいります。

また、納税者の利便性向上と収納確保に向け、町民税・固定資産税・軽自動車税等のコンビニ収納を推進し収納率向上に取り組んでまいります。

③職員の資質向上

職員の資質向上につきましては、厳しい財政状況の中、住民サービスの維持向上を図るためには、職員は様々な視点から行財政運営の効率化に取り組まなければなりません。

また、地方分権による国や県からの権限移譲や一括交付金等の活用、複雑な法律改正が断続的に行われるなど、近年は新たな行政課題に対し、的確な処理等ができる職員が常に求められています。

人事評価制度の導入により、職員自らの仕事について計画(Plan)し、実行(Do)に移し、また評価(Check)を行い改善(Action)していく、いわゆる PDCA サイクルにより職員の意識の改革と資質向上に努め、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を行い住民サービスに寄与できるようにしてまいります。

さらに、幅広い見識と専門性を身につけた職員を育成するため、研修機会の拡充を図るとともに、公的サービスに必要な資格職、専門職員の計画的な職員採用や優秀な人材確保に努めてまいります。

平成31年度も重点施策の各種事業を見極めて予算編成をしており、多様化・高度化する行政ニーズに応えてまいります。

議員各位、町民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げ施政方針といたします。

